

CY ポーター/VIP CY ポーター規約

■第1条（目的）

1. 本規約は、アメリカンフットボールチーム名古屋サイクロンズのチーム運営をサポートするためのサポーター契約（以下「本契約」）を締結するための規約（以下「本規約」）です。

■第2条（基本契約）

1. 本契約は、CY ポーター/VIP CY ポーター申込者（以下「甲」）が申込された後、チーム担当者が申込金を受領もしくは甲が申込金をお振り込みいただいた時点で契約締結とみなします。
2. 甲が振込にて申込金を支払う場合、名古屋サイクロンズ（以下「乙」）の申込確認後 7 日以内に、申込金を乙が指定する銀行口座に振込むものとし、支払いにかかる振込み手数料等は甲の負担とします。
3. 本契約の契約締結は、甲が本規約を同意の上、乙が定める所定の申込手続きを取っているものとし、

■第3条（契約の登録情報）

1. 甲の登録情報は乙が所有し、責任を持って管理するものとし、
2. 甲は、本契約における登録情報に、いかなる虚偽の申告も行わないものとし、

■第4条（登録情報の変更）

1. 甲は、登録情報に関して変更が生じた場合は、乙に対し、速やかにそれを通知することとします。

■第5条（譲渡禁止等）

1. 甲は、本契約上の権利義務をいかなる理由があっても、営利目的での利用、第三者への譲渡、売買、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為はできないものとし、

■第6条（契約の更新）

1. 乙は、契約期間満了の 1 ヶ月前までに更新依頼の文書を送付するものとし、
2. チーム担当者が甲の申込金を受領もしくは甲が申込金をお振り込みいただいた時点で契約更新とみなします。
3. 契約更新後の契約期間は満了後から 1 年間とします。

■第7条（契約解除）

1. 甲が契約解除を希望する場合には、所定の手続きを行うものとし、手続終了後に契約解除とします。
2. 甲が契約期間中に契約解除された場合でも、乙は返金をしないものとし、
3. 甲が契約解除の手続をした場合でも、乙は費用の請求をしないものとし、

■第8条（本規約の変更）

1. 乙は、甲の承諾を得ることなく、乙が適当と判断する方法で甲に通知することにより、本規約を変更できるものとし、

■第9条（準拠法および合意管轄）

1. 本規約は日本法に準拠し、日本の法令に従って解釈されるものとし、

平成 24 年 8 月 28 日